

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院に
おける「遺体搬送等業務」の公募の公示

令和7年7月1日からの遺体搬送等業務の運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり遺体搬送等業務申請書及び必要書類添付し、応募申込書を提出願います。

令和7年5月29日

独立行政法人地域医療機能推進機構
横浜保土ヶ谷中央病院 院長 國崎 主税

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院における遺体搬送等業務

(2) 運営内容

運営者は院長が指定する独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院遺体搬送等業務運用基準及び独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央遺体搬送等業務運用細則に則り、遺体搬送等業務の運営全般を実施する。

(3) 運営許可期間

令和7年7月1日～令和9年3月31日（1年9か月）

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 遺体搬送等業務申請書提出者に要求される資格

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院遺体搬送等業務運用基準及び独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院遺体搬送等業務運用細則によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、遺体搬送等業務について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がなく、当院との良好な信頼関係のもとに運營業務が行えること。

(2) 遺体搬送等業務申請書を特定するための評価基準

① 遺体搬送等業務申請書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績、第三者機関からの評価

② 担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実

績、その他主要業務の実績

③ 遺体搬送等業務の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④ 運営者からの提案

運営内容の適格性、創造性、現実性

3. 手続等

(1) 担当者

〒240-8585

神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院

総務企画課長補佐

電話045-331-1251

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年5月29（木）から同年6月11日（水）まで

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）

② 交付場所

「(1)」に同じ

③ 交付方法

紙媒体により交付する。

(3) 応募申込書及び遺体搬送等業務申請書等の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和7年6月13日（金）17時00分

② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている遺体搬送等業務申請書は、無効

(2) 契約書作成の要否・・・否（＊別途、当院から「登録通知書」を交付予定）

(3) 遺体搬送等業務申請書のヒアリングは実施しない。ただし、評価に際し問い合わせや追加資料を求める場合がある。

(4) 関連情報を入手するための窓口・・・上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は、説明書による

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
横浜保土ヶ谷中央病院
院長 國崎 主税 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、遺体搬送等業務 (以下「本件目的」という。)の履行を行うにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報 (以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上